様式第１０－２号

**緊急の修理（施工前・施工後）の施工写真**

※「救助の必要性」、「内容の妥当性」を判断する上で重要な資料となることから

施工業者は、写真の撮影を行うこと。（写真がない場合には、別の方法により説明が必要になります。）

|  |  |
| --- | --- |
| 施工前 | 施工後 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施工前 | 施工後 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施工前 | 施工後 |
|  |  |

※　施工前、施工後の写真を撮り忘れた場合においては、日常生活に必要な最低限度の修理を実施する前に必ず写真を撮影すること。

　なお、申立書については、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないので、留意すること。